

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果（1月11日0時時点）

令和5年1月13日公表

Table with 28 columns representing various metrics for COVID-19 patients: (1) Number of patients, (2) Bed counts, (3) Hospitalization status, (4) Care status, (5) Home care, (6) First hospitalization, (7) Bed counts, (8) Room counts, (9) Care status, (10) Care status, (11) Care status, (12) Care status, (13) Care status, (14) Care status, (15) Care status, (16) Care status, (17) Care status, (18) Care status, (19) Care status, (20) Care status, (21) Care status, (22) Care status, (23) Care status, (24) Care status, (25) Care status, (26) Care status, (27) Care status, (28) Care status.

注1：入院者数、宿泊療養者数、臨時の医療施設・入院待機施設療養者数、自宅療養者数、療養先調整中の人数の合計から確保病床に位置付けられた臨時の医療施設・入院待機施設に入院している者数、確保居室に位置付けられた臨時の医療施設・入院待機施設に宿泊している者数を除いた値

注2：病床・宿泊療養施設・臨時医療施設等確保計画の一般フェーズまたは緊急フェーズにおける現在のフェーズ/最終フェーズを記載（一般フェーズはアラビア数字（1・2・3・・・）、緊急フェーズはローマ数字（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・・・）で記載）。緊急フェーズは赤色、一般フェーズの最終フェーズは黄色に着色。（一般フェーズの設定が1つしかない都道府県については、緊急フェーズに移行した場合のみ赤色に着色）

注3：現在のフェーズにおいて、準備病床からの切り替えが完了し、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能または既に受入れを行っている病床数

注4：いずれかのフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済みの病床数

注5：確保病床数に対する当該病床に入院している者（(2)①-2または(2)②-2）の割合

注6：療養者数に対する入院者数（(2)①-1）の割合

注7：現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能または既に受入れを行っている宿泊療養施設居室数

注8：借り上げなど契約等に基づき確保している居室数と協定等に基づき確保している居室数の合計

注9：確保居室数に対する宿泊療養者数の割合

注10：確保病床または確保居室に位置付けられた臨時の医療施設等に入院している者とそのいずれにも位置付けられていない施設等で療養している者の合計

注11：確保病床・確保居室のいずれにも位置付けられていない臨時の医療施設・入院待機施設の定員数についてのフェーズを記載（ただし、そのような臨時の医療施設・入院待機施設を持たない都道府県においては、病床確保計画又は宿泊療養施設確保計画のいずれかのフェーズの設定に準じて記載し、当該施設がない場合は「-」と記載。）

注12：現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能または既に受入れを行っている定員数

注13：いずれかのフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて臨時の医療施設・入院待機施設と調整済みの定員数

注14：確保定員数に対する臨時の医療施設・入院待機施設療養者数の割合

注15：直近1週間の新規陽性者数の合計から、入院者数、宿泊療養者数、臨時の医療施設・入院待機施設療養者数、療養先調整中の人数を除き、(2)①-3（確保病床に位置付けられた臨時の医療施設・入院待機施設に入院している者の数）及び(3)①-2（確保居室に位置付けられた臨時の医療施設・入院待機施設に宿泊している者の数）を加えた数（この方法によらずに自宅療養者数を把握可能な場合はその数。）

注16：発生源の対となる者について、「療養場所の種別（入院、宿泊療養、自宅療養）」の決定がなされておらず調整中の者と、療養場所の種別は決定したが、「具体的な受入れ先医療機関や受入れ先宿泊療養施設等の療養先」の決定がなされておらず調整中の者の合計（なお、現時点において、把握が困難なため「0」としている自治体もある。）

注17：(6)①-1療養先調整中の人数のうち、療養場所の種別が「入院」と決定したが、調査時点で入院療養が開始していない者の数